

## 質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

公 告 番 号 第298号

件 名 春日部市被保護者年金申請支援事業業務委託公募型プロポーザル

### 記

質 問 事 項	回 答 事 項
当会は法人登記された団体で当事業従事者の間では雇用関係はなく、登録された会員である社会保険労務士が従事者となることでよいか。	差し支えありません。 法人登記された団体として、本業務の受注者（契約主体）となり、業務全体の企画・管理・報告等について責任を持つ主体であり、その団体に登録された会員である社会保険労務士が従事者として業務を行う体制は、本仕様書第8項が求める実施体制を満たすものと解釈します。
「受注者及び受注者が雇用する者」に限定した理由を教えてください。雇用関係でなくとも本事業を実施できる体制が組める方法があればいかがでしょうか。	仕様書の「受注者及び受注者が雇用する者」という表現は、業務の責任の所在を明確にし、個人情報保護・秘密保持・業務品質を確保することを主な目的とし、本案件については、雇用関係がなくとも本事業の実施体制が確保されていればこれを満たすものと見做します。
「14. 再委託の禁止」の根拠を教えてください。受託者が再委託先の実施できる能力を把握でき、また監督できる体制を構築していても問題がございませうか。	本仕様書第14項の再委託禁止規定は、以下を目的として設けています。 1. 業務の責任の所在を明確にすること 2. 支援対象者の個人情報保護・秘密保持を徹底すること 3. 業務品質の低下や中間搾取を防止すること 本規定は、受注者が業務の全部または主たる部分を第三者に一括して委ねることを禁止するものです。 本案件においては、法人登記された団体自身（受注者）が業務の企画・管理・報告等の中核的部分を担い、かつ従事者（会員社会保険労務士）の能力を把握し、組織的に監督できる体制を構築している場合には、当該禁止事項には該当しないものと解釈します。

<p>「8. 実施体制」で、行政書士又は社会保険関連法規に精通した者が行うことを可能としていますが、「それ以外の業務」とは具体的などのような業務まで対象となるのでしょうか。</p>	<p>社会保険労務士法第2条に定める業務、すなわち年金受給権調査・年金申請代行・各種社会保険申請の代行等については、社会保険労務士の有資格者のみが行うこととします。</p> <p>「それ以外の業務」として、行政書士または社会保険関連法規に精通した者が行うことができる業務の例は、以下のとおりです。</p> <p>具体的な業務内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. データ管理業務 支援対象者のデータベース登録・リスト作成・更新</li> <li>2. 書類整備業務 年金申請に必要な添付書類の収集・整理・確認</li> <li>3. 連絡調整業務 年金事務所・医療機関・支援対象者との日程調整・連絡</li> <li>4. 記録・報告業務 月次報告書・中間報告書・実績報告書の作成補助</li> <li>5. 第63条通知書補助 生活保護法第63条通知書（案）の作成補助</li> <li>6. 同行・訪問補助 支援対象者への訪問・面接・同行に係る補助業務</li> </ol>
<p style="text-align: right;">以上</p> <p>※質問事項は、原文のとおり記載しております。</p>	